幼稚園等を利用している方へ

【対象者・利用料】

○ **幼稚園等を利用する満３歳から５歳までの子供たち**の入園料・保育料が月額上限2.8万円まで無償になります。

- 通園送迎費、給食費（主食・副食費）、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
- 入園料は入園初年度に限り、月額に換算して無償化の対象となります。

（注）国立幼稚園は月額8,700円、国立特別支援学校幼稚部は月額400円まで無償となります。

○ **幼稚園等を利用する満３歳から５歳までの子供たち**の預かり保育に係る費用が月額上限1.23万円まで無償になります。

- 対象者は共働き世帯の子供など保育の必要な3歳児から5歳児（小学校就学前）までの子供が対象になります。
- 利用日数に応じて月額の上限額は変動いたします。（490円×利用日数）

（算定のイメージ）

利用料	利用日数	上限額	無償化対象	実質負担額
4,000円	10日	4,900円	4,000円	0円
10,000円	20日	9,800円	9,800円	200円

（注）満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子供は、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象。（月額1万7,700円が上限）

（注）幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない（平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満）場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となる。（月額1万2,300円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限）

○ 無償化の対象となるには「**認定申請書」の提出が必要です。**
美浜町在住の方は役場健康・子育て課にて認定申請書を受け取り、必要事項を記入の上、期日までにご提出ください。

詳しくは下記へお問い合わせください。
厚生部　健康・子育て課　児童係　TEL:　0569-82-1111　(内線222・262)